

東京市町村自治調査会

市町村職員向け情報提供誌

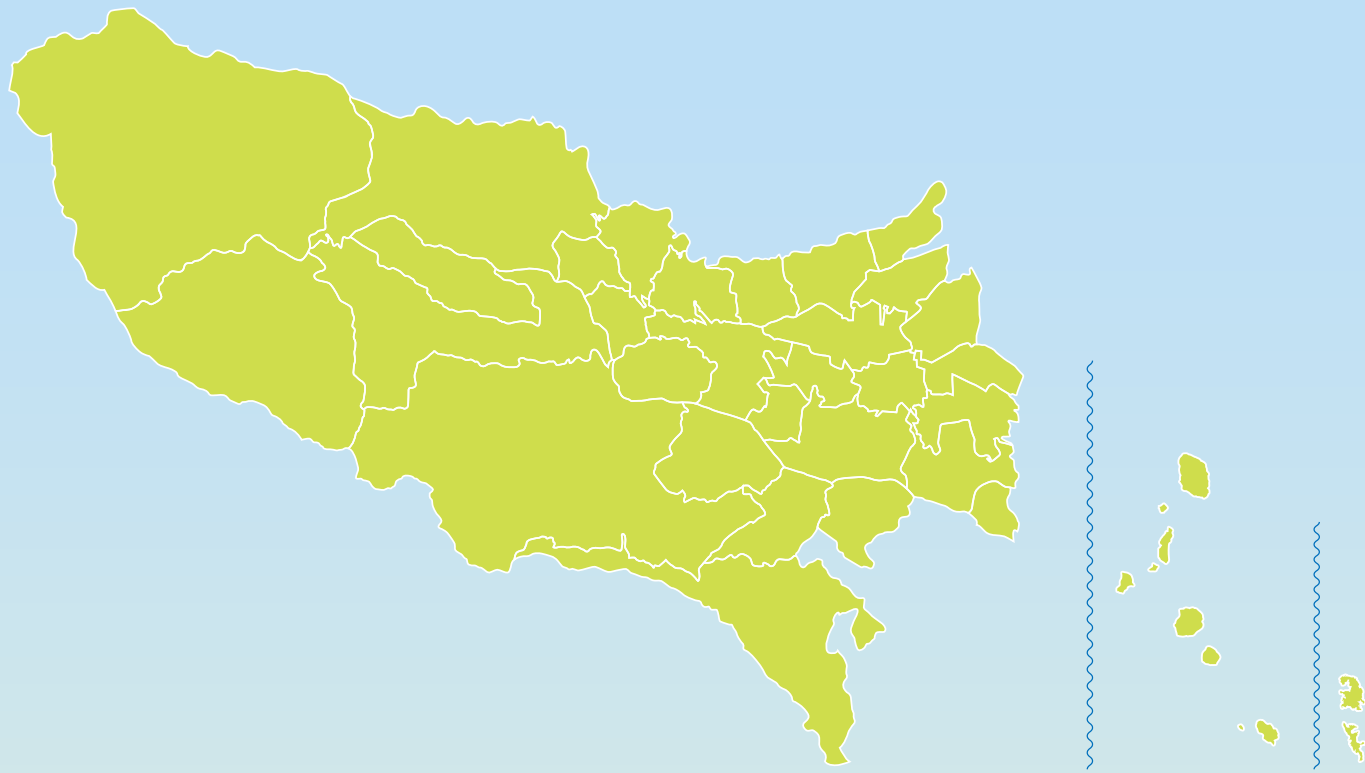
ニュースレター

vol.039

発行日:2026年2月28日

2

2026



2026 (令和8) 年度調査研究テーマについて・・・・・・・・・・ 2

多摩・島しょ地域自治体における民生委員・児童委員の担い手確保に関する調査研究
多摩・島しょ地域自治体の政策形成過程における住民とのコミュニケーションに関する調査研究
多摩・島しょ地域自治体におけるひきこもりの支援に関する調査研究

かゆいところに手が届く!—多摩・島しょ自治体お役立ち情報—・・・・ 4

公立中学校における部活動の地域連携・地域移行について
調査課 阿部 大樹(東村山市派遣)
孤立死やごみ屋敷の背景にある「セルフ・ネグレクト」について
調査課 中村 由紀子(立川市派遣)

先進事例紹介・・・・・・・・・・ 24

「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」の取組について(公益財団法人北九州国際交流協会の事例)
調査課 高橋 力哉(昭島市派遣)

「出前講座」のお知らせ(2025(令和7)年度実施の調査研究テーマについて)・・・ 28

「かゆいところに手が届く!—多摩・島しょ自治体お役立ち情報—」 2026(令和8)年度調査テーマの募集・・・・・・・・・・ 28

2026（令和8）年度 調査研究テーマについて

当調査会では、多摩・島しょ地域の市町村の広域的・共通の課題を中心に、年度毎にテーマを複数選定し、調査研究を実施しています。調査研究報告書は、多摩・島しょ地域の市町村などに配布するとともに、ウェブサイトにも掲載し公開しています。

2026年度については、3件の調査研究の実施を予定しており、今回はその概要を紹介いたします。

調査研究

1

多摩・島しょ地域自治体における民生委員・児童委員の担い手確保に関する調査研究

地域社会における孤立や困窮の問題が深刻化する中、地域福祉の最前線を担う民生委員・児童委員制度の重要性は高まっています。一方で、委員の高齢化や活動内容の多様化・負担増などを背景に、担い手不足や活動の継続が困難となるといった課題が顕在化しています。

2025(令和7)年12月に実施された全国一斉改選では、定数約24万人に対し、委嘱数は約22万人にとどまり、前回改選時2022(令和4)年と比較して充足率は2.0ポイント減少し91.7%となるなど、全国的に民生委員・児童委員数は減少傾向にあります。

本調査研究では、多摩・島しょ地域自治体における民生委員・児童委員の実態や課題を整理し、各自治体の取組の参考になることを念頭に、今後の民生委員・児童委員の担い手確保に寄与することを目指します。

調査研究

2

多摩・島しょ地域自治体の政策形成過程における住民とのコミュニケーションに関する調査研究

自治体における政策形成にあたっては、住民の意見を把握し、適切に反映していくことが重要です。しかしながら、その過程において、住民がどのように関与しているのか、また、寄せられた意見がどのように自治体の政策に活かされているのか、住民に十分に伝わっていないケースもみられます。自治体との情報共有が不十分な状況が続けば、住民の関心や当事者意識の低下を招くおそれが生じます。

本調査研究では、政策形成過程における自治体と住民のコミュニケーションに着目し、住民意見の把握から政策への反映、フィードバックに至る一連の取組を踏まえ、多摩・島しょ地域自治体における今後の施策の推進に寄与することを目指します。

調査研究

③

多摩・島しょ地域自治体におけるひきこもりの支援に関する調査研究

2022(令和4)年度に内閣府が実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、15歳から64歳までの生産年齢人口におけるひきこもりの当事者数は、推計146万人とされています。これは、生産年齢人口のおよそ50人に1人がひきこもり状態にあることを示しており、当事者数は前回の2018(平成30)年度の調査から増加傾向にあります。

ひきこもり当事者への支援については、2009(平成21)年度から都道府県と政令指定都市で「ひきこもり地域支援センター」の整備が進められており、2022(令和4)年度からは設置主体が市区町村まで拡大され、住民にとって身近な存在である基礎自治体が、支援の中心的役割を担うことが期待されています。

本調査研究では、基礎自治体におけるひきこもり支援の現状を整理するとともに、先進的な取組事例や効果的な支援手法について調査・分析を行うことにより、多摩・島しょ地域自治体における今後の施策立案及び支援体制の充実・強化に資することを目的とします。

毎年度調査

当調査会では、上記の調査研究に加え、多摩・島しょ地域39市町村における行財政運営の参考となるように、各種統計資料を毎年度作成しています。

2026年度についても、以下のデータ集を作成し、上記の調査研究と同様に配布・公開する予定です。

多摩地域ごみ実態調査

多摩地域の清掃事業及びリサイクル事業に関する情報を調査し、基礎的な統計データ集を作成します。

多摩・島しょ地域データブック

今後のまちづくりや政策形成など行政運営上の基礎資料として、「人口・土地」「産業」「都市基盤」など主要な統計データ集を作成します。

市町村税政参考資料・市町村財政力分析指標

39市町村における、財政力指数・公債費比率・経常収支比率等の分析指標及び市町村税徴収実績等のデータ集を作成します。



かゆいところに手が届く！

- 多摩・島しょ自治体お役立ち情報 -

市町村職員が日頃の業務で感じている疑問や他の自治体や民間企業の動向など、知りたいと考えている事項について、東京市町村自治調査会が調査し、問題点や課題などを明らかにすることを目的に実施しています。

公立中学校における部活動の地域連携・地域移行について

調査課 阿部 大樹（東村山市派遣）

1. はじめに

公立中学校における部活動は、これまで教育課程外の活動として、主に教員が指導や運営の中心を担ってきました。

しかし、教員の長時間勤務が社会的課題となる中、働き方改革に沿った教員の負担軽減が急務となっています。また、少子化の進行により学校単独では維持が困難な部活動が生じているほか、地域全体で生徒の豊かで幅広い活動機会を確保していくための体制整備も課題となっています。こうした社会情勢を踏まえ、部活動の在り方について見直しが迫られています。

このような背景のもと、国は学校部活動の地域連携・地域移行に関する方針を示し、段階的に進めていくこととしています。東京都においても、国の方針を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組が推進されており、多摩・島しょ地域自治体でも、推進計画の策定やモデル事業の実施など、具体的な動きが広がりつつあります。

本稿では、国及び東京都のガイドライン等で示されている方針の概要を整理した上で、多摩・島しょ地域自治体を対象としたアン

ケート調査の結果とともに、現在の取組状況や課題を整理します。さらに、先進的な取組として栃木県佐野市の事例を取り上げ、地域連携・地域移行の実践における工夫や成果を紹介します。

2. 国・東京都ガイドラインについて

(1) 部活動の意義と地域移行が求められる背景

中学校における部活動は、中学校学習指導要領において、「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意するもの」と位置づけられています。このように、部活動は生徒の心身の成長を支える重要な教育活動であり、長年にわたり学校教育の中で大きな役割を果たしてきました。

しかし近年、少子化の進行による部員数の減少や教員の長時間勤務の常態化、競技経験のない教師が指導を担わざるを得ないケースも増えており、学校単独で従来どおりの部活動運営を維持することが難しくなっています。

(2) 国の動向とガイドライン

こうした背景のもと、2018（平成30）年から部活動改革が進められてきました。当初は「働き方改革」の観点から教員の負担軽減を目的とした取組が中心でしたが、近年は「生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する」ことがより重視されるようになっていきます。

図表1 国のガイドライン改定の経緯

- ①2018(平成30)年
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(文化庁)
- ②2020(令和2)年
「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」(文部科学省)
- ③2022(令和4)年
「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁、文化庁)
- ④2025(令和7)年
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ」(スポーツ庁、文化庁)

<出典>筆者作成

①2018年に公表された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン¹」では、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに抜本的な改革に取り組むことが求められました。

同年には文化庁より「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン²」も公表され、スポーツと文化芸術の双方で改革が開始しました。

②2020年に文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革³」を公表し、「休日の部活動の段階的な地域移行」や「合理的で効率的な部活動の推進」といった方策が示されました。

③2022年の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」にて、「少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保」することが目指すべき姿であると提言されました。この方向性は、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にも資するものであると述べられています。

検討結果を踏まえ、2018年に策定された運動・文化部活動それぞれのガイドラインを統合し、2022年12月に新たな「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン⁴」が策定されました。

本ガイドラインでは、学校部活動・新たな地域クラブ活動の在り方が示され、2023年度から2025年度までの3年間を「改革推進期間」とすることなどが定められました。

④2025年5月には、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」による最終とりまとめ⁵が公表されました。部活動改革の今後の方向性として、特に次のような点が示されています。

2 文化庁（2018）「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/pdf/r1412126_01.pdf）（2025年12月11日確認）

3 文部科学省（2020）「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_3.pdf）（2025年12月11日確認）

4 スポーツ庁・文化庁（2022）「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf）（2025年12月11日確認）

1 スポーツ庁（2018）「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf）（2025年12月11日確認）

5 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（2025）「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ」（https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_oripara-000042507_0202.pdf）（2025年12月11日確認）

- ・「地域移行」を「地域展開⁶」に名称変更
- ・2026（令和8）年度～2028（令和10）年度を「改革実行期間（前期）」
- ・2029（令和11）年度～2031（令和13）年度を「改革実行期間（後期）」
- ・現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手する。

これらの提言を踏まえ、国はガイドラインの改訂を予定しており、改革の理念や方向性は今後さらに整理される見込みです。

（3）東京都のガイドライン・推進計画の概要

東京都は、国の動向を踏まえつつ、都内の多様な地域特性に応じて部活動の地域連携・地域移行を推進するため、ガイドライン⁷と推進計画⁸をそれぞれ策定しています。

ガイドラインや推進計画で示されている、区市町村が検討すべき「地域連携・地域移行に向けた推進目標⁹」達成に向けた代表的な取組例と東京都の主な支援策について一部紹介します。

I 区市町村が検討すべき主な取組項目

①運営団体・実施主体の整備充実

総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム、文化芸術団体、民間事業者、大学、保護者会等、多様な団体が運営主体となり得ることを想定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備拡充を支援する。

6 「地域展開」と名称を変更することが実行会議最終とりまとめで発表されましたが、ガイドラインでは正式に記載されていないため、本稿では「地域移行」と表記しています（アンケートの章では、「地域展開」と併記しています。）。

7 東京都（2023）「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/0424>）（2025年12月10日確認）

8 東京都（2025）「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画 令和7年3月改訂版」（<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/-36>）（2025年12月10日確認）

9 令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指すとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現していく。

②関係者間の連携・検討体制の構築

区市町村の地域スポーツ・文化振興、生涯学習・社会教育、学校設置・管理運営の関係部署に加え、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等が参画する協議会を設置する。

年間活動計画の共有、事故等の対応を含む管理責任主体の明確化など、定期的な情報共有と連絡調整を行い、連携体制を整備する。

また、アンケートなどを通じて生徒のニーズを把握しながら、部活動の地域連携・地域移行の在り方等を検討し、その状況を随時ホームページ等で公開する。

③指導者の質の保障・量の確保

生徒に適した環境を整備するため、専門性を有する指導者の確保に努めるとともに、各団体と連携して指導者の養成や資質向上の取組を推進する。

また、指導者の量を確保するため、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、スポーツ推進委員、大学生や保護者など幅広い人材を登用できる仕組み（人材バンクの充実等）を整備する。

④活動場所

学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

営利を目的とした学校施設の利用を認めない規則の制定や運用を行っている場合は、利用規則の改善も検討するなど、地域クラブが利用しやすい環境づくりに努める。

⑤会費設定と保護者等の負担軽減

会費を設定する場合は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、地域クラブ活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会

費の設定に努める。

その際、地元の企業等の協力を得て、施設の利用や設備・用具・楽器等の支援を受けられる体制を整備するなど家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。

⑥保険の加入

地域クラブ活動の指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

⑦段階的な体制の整備

直ちに体制を整備することが困難な場合は、当面、学校部活動の地域連携として、必要

に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。必要に応じて、コーディネーターを配置し、学校・地域間の調整役として機能させる。

⑧総合的・計画的な取組

段階的な推進に向け、協議会での議論を踏まえて計画等を策定し、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組内容、生徒や地域社会に期待される効果、推進スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

図表2 区市町村が検討すべき主な取組項目

項目	内容
① 運営団体・実施主体の整備充実	運営主体となり得る多様な団体への体制支援
② 関係者間の連携・検討体制の構築	協議会設置による連絡・検討体制の整備、生徒のニーズ把握、情報公開
③ 指導者の質の保障・量の確保	指導員の研修、教員等の兼職兼業促進、人材バンクの整備
④ 活動場所	学校や公共施設の柔軟な利用
⑤ 会費設定と保護者等の負担軽減	低廉な会費設定、企業協力など
⑥ 保険の加入	事故対応
⑦ 段階的な体制の整備	拠点校方式による合同部活動の実施、コーディネーター配置など
⑧ 総合的・計画的な取組	計画策定と周知・理解促進の取組

〈出典〉東京都ガイドライン・推進計画より筆者作成

II 東京都の主な支援策

図表3に示した東京都の支援策は、区市町村が地域連携・地域移行を進める際の後押しとなるものです。

特に、指導者確保に関しては、TEPROサポーターバンク¹⁰の活用や大学との連携、指導者研

修など、自治体単独では実施が難しい取組を広域的に支援する仕組みづくりが計画されています。

また、コーディネーター配置、指導者への謝金に関する支援は、自治体が体制整備を進める上で大きな課題となる財政面で負担を軽減

¹⁰ 支援を求める都内公立学校に、学習支援、部活動支援、教職員の事務支援等、様々な分野の登録サポーターを、TEPRO（公益財団法人東京都教育支援機構）が紹介する事業

する役割を果たします。さらに、シンポジウムや情報交換会を通じてノウハウを共有することで、他自治体の先進的事例を学びながらそれぞれの自治体の取組を発展させる機会となります。

推進計画には、区市町村が学校部活動の地域連携・地域移行を推進する上でのチェックリストが示されていますので、検討の際は是非ご活用ください。

図表3 地域連携・地域移行の推進に向けた東京都の主な支援策

分類	主な支援内容
組織・連携支援	区市町村との情報交換会開催、部活動検討委員会による計画協議、シンポジウムの開催
指導者確保・育成	TEPROサポーターバンク事業、大学連携、部活動指導員研修、兼業兼職の環境整備、都立学校での実証事業
財政支援	コーディネーター配置、協議会・説明会開催、指導者への謝金、課題把握の調査費等

<出典>東京都推進計画より筆者作成

3. 多摩・島しょ地域自治体のアンケート結果について

多摩・島しょ地域自治体における部活動の地域連携・地域移行の導入状況についてアンケートを行いました。

本アンケートでは、部活動の地域連携・地域移行(地域展開)に関する取組を「部活動の地域連携等」と総称した上で、実施しております。

◆多摩・島しょ地域自治体アンケート調査
 対象自治体：多摩・島しょ地域39市町村
 回答数37/39市町村
 対象部署：部活動の地域連携・地域移行の主管課
 調査基準日：2025年10月1日時点
 実施時期：2025年10月2日～10月22日

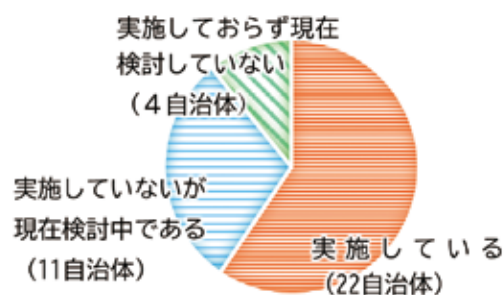
(1) 実施の有無について

図表4のとおり、「実施している」が22自治体、「実施していないが現在検討中である」が11自治体、「実施しておらず現在検討していない」は4自治体でした。回答のあった自治体のうち、検討中を含めると約9割にあたる33自治体が「部活動の地域連携等」に取り組

んでいることが分かりました。

なお、以降の図表5から図表15については、「実施している」または「実施していないが現在検討中である」と回答した自治体のみ回答しています。

▼図表4 部活動の地域連携等に関する進捗状況
 【選択式・単一回答】N = 37



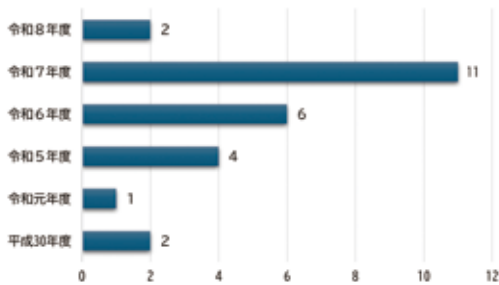
(2) 実施している・検討中自治体について

図表5のとおり、「令和7年度」から部活動の地域連携等の取組を開始したのが11自治体と最多でした。次に多いのが、「令和6年度」から開始した6自治体でした。

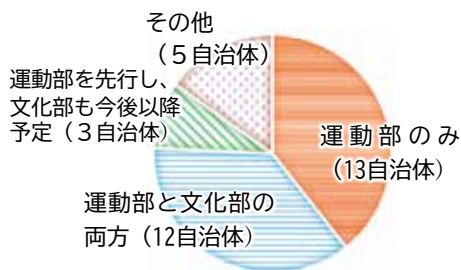
図表6のとおり、部活動の地域連携等を行った部活動について、「運動部のみ」が13自治体、「運動部と文化部の両方」が12自治体

と、この2つのパターンが多いことが分かりました。その他は、「実証実験中なので、どの部活動とは答えられない」「ごく一部の部活動のみ」といった回答があり、「文化部のみ」「文化部を先行し、運動部も今後以降予定」と回答した自治体はありませんでした。

▼図表5 部活動の地域連携等開始時期
【選択式・単一回答】N = 26

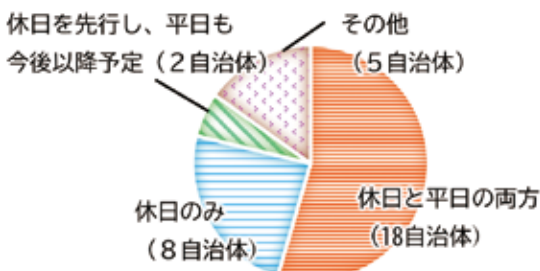


▼図表6 部活動の地域連携等を行った部活動
【選択式・単一回答】N = 33



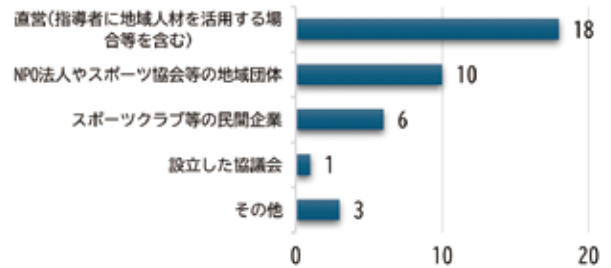
図表7のとおり、部活動の活動日について、「休日と平日の両方」が18自治体と最多でした。その他は、「学校ごとの状況に合わせて実施」「実証実験のため、休日と平日の両方の場合がある」といった回答がありました。

▼図表7 地域連携等を実施した部活動の活動日
【選択式・単一回答】N = 33



図表8のとおり、地域連携等を行った部活動の運営主体について、「直営（指導者に地域人材を活用する場合等を含む）」が18自治体と最多でした。その他は、「各校で部活動指導員や外部指導員へ指導依頼」「小規模のスポーツ団体」といった回答がありました。

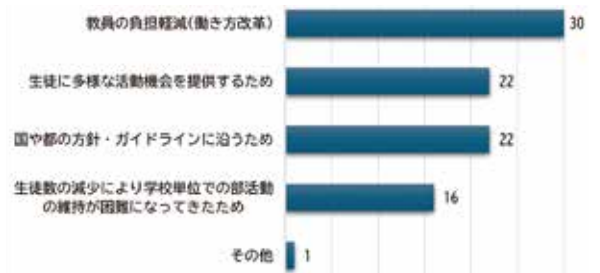
▼図表8 地域連携等を実施した部活動の運営主体
【選択式・複数回答】N = 33



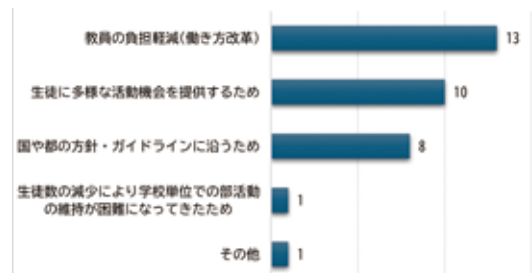
図表9のとおり、地域連携等を実施した理由については、複数回答が可能であったこともあり、理由はさまざまですが、「教員の負担軽減(働き方改革)」が30自治体と最多でした。

そのうち、図表10のとおり、一番大きな理由としては、「教員の負担軽減(働き方改革)」が13自治体、「生徒に多様な活動機会を提供するため」が10自治体でした。

▼図表9 地域連携等を実施した理由
【選択式・複数回答】N = 33



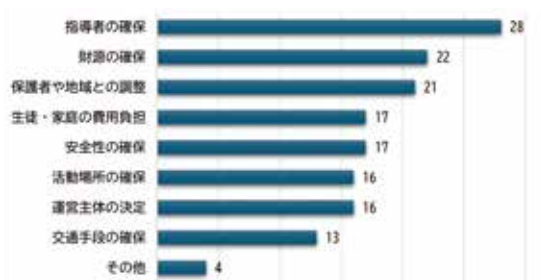
▼図表10 図表9のうち一番大きな理由
【選択式・単一回答】N = 33



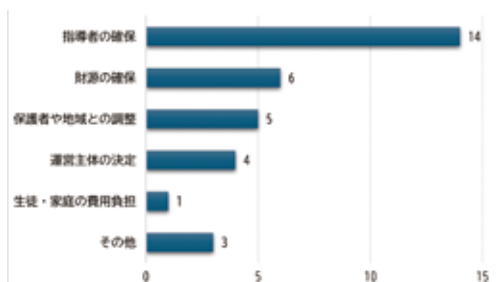
図表11のとおり、実施するにあたって困難だったことについては、回答の多かった順に「指導者の確保」が28自治体、「財源の確保」が22自治体、「保護者や地域との調整」が21自治体でした。

そのうち、図表12のとおり、一番困難だったことは、「指導者の確保」が14自治体と最多でした。その他は、「拠点校方式による部活動を実施するに際して、拠点校及び実施部活動について中学校長会と調整すること」「何の種目を、どのように実施するか形作ること」といった回答がありました。

▼図表 11 実施するにあたって困難だったこと
【選択式・複数回答】N = 33



▼図表 12 図表 11 のうち一番困難だったこと
【選択式・単一回答】N = 33



図表13のとおり、ガイドラインや推進計画の策定については、「設けた」が23自治体と約7割を占めました。その他は、「一部策定している」「推進計画の中間まとめを令和7年2月に策定した。令和8年2月末に推進計画を策定予定。」といった回答がありました。

▼図表 13 ガイドラインや推進計画の策定
【選択式・単一回答】N = 33



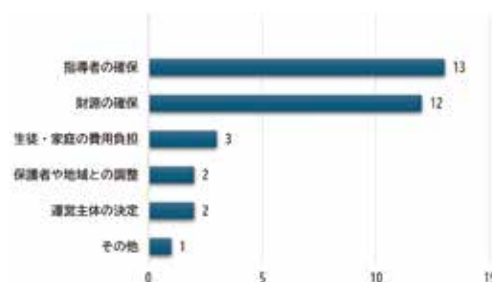
図表14のとおり、今後の課題・必要な支援については、回答の多かった順に「指導者の確保」が31自治体、「財源の確保」が28自治体、「保護者や地域との調整」「生徒・家庭の費用負担」が24自治体という結果でした。

そのうち、図表15のとおり、一番大きな課題・必要な支援については、「指導者の確保」が13自治体、「財源の確保」が12自治体と、この2つが自治体にとって大きな課題であると認識していることが分かりました。

▼図表 14 今後の課題・必要な支援
【選択式・複数回答】N = 33



▼図表 15 図表 14 のうち一番大きな課題・必要な支援
【選択式・単一回答】N = 33

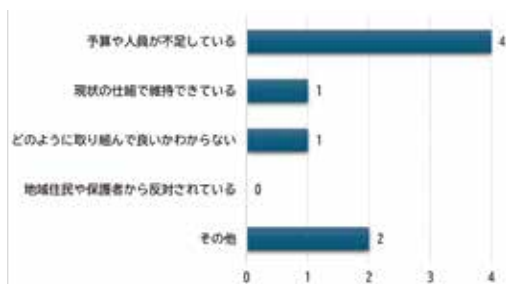


(3) 検討していない自治体について

図表16のとおり、導入を検討していない理由について、全4自治体が「予算や人員が不足している」と回答しました。その他は、「地域のスポーツクラブ等、部活動との連携先がないため」「地域移行（地域展開）を積極的に行いたいが、指導を行う人材や受け入れ団体自体が不足しており、且つそれをコーディネートする自治体の職員が不足しているため進捗しない。」といった回答がありました。

また、今後検討するにあたり、知りたい情報や必要な支援については「指導者不足を補う支援」という回答がありました。

▼図表 16 導入を検討していない理由
【選択式・複数回答】N = 4



4. 取組事例—栃木県佐野市の事例

本稿では、市立中学校・義務教育学校における休日の全部活動を地域クラブ活動へ移行する取組を進めている、栃木県佐野市の事例を取り上げます。

佐野市は、関東平野の北端、栃木県南西部に位置する人口112,031人¹¹の自治体です。

同市は、令和3年度からスポーツ庁の「地域運動部活動推進事業」、文化庁の「地域部活動推進事業」に県を通して参加し、拠点校（地域）として、休日の部活動の地域移行に向けた実践研究を始めました。

その後、佐野市部活動地域移行推進協議会の設置や「部活動地域移行推進計画《佐野モ

デル》¹²」の策定を経て、令和7年9月から、試行的に市立中学校・義務教育学校における休日の全部活動を地域クラブ活動へ移行し、令和8年度からの本格実施を目指しています。

(1) 取組内容と推進体制

市内8校（中学校6校、義務教育学校2校）のうち、運動部・文化部において、休日に活動がある91部活を対象として地域移行を実施しています。

休日の地域クラブの活動回数は、毎週継続して指導できる指導者の確保が困難であることから、月2回実施しています。

地域クラブ活動の運営については、地元のスポーツ団体であるNPO法人たぬまアスレチッククラブ(以下、「運営団体」という)と業務委託契約を締結し、事業を実施しています。

市教育委員会は、部活動地域移行に関する計画の策定、予算編成と執行、国への報告書作成、補助金申請、地域や保護者への説明や周知といった一連の業務を担い、地域移行の基盤づくりを進めています。

(2) コーディネーターの配置

市の取組の特徴として、コーディネーターを配置したことが挙げられます。令和5・6年度は1名、令和7年度は2名体制で、いずれも市の会計年度任用職員(常勤・週5日勤務)として市教育委員会と運営団体を補完する役割を担っています。

事業の実施初期は、学校や保護者との連絡調整、指導者確保、情報発信といった業務に対して、市教育委員会と運営団体の担当者だけでは十分な体制が確保できませんでした。そこで、学校現場に精通した元校長をコーディネーターとして登用しました。これらの業務の他、課題対応など、実務の中心的役割を担っています。

11 2025年12月1日現在

12 栃木県佐野市(2024)「部活動地域移行推進計画《佐野モデル》」(<https://www.city.sano.lg.jp/material/files/group/71/SanoModel.pdf>) (2025年12月11日確認)

(3) 指導者の確保・育成

指導者については、コーディネーターを中心に運営団体と連携して多様な人材の確保に取り組んでいます。

指導者は、教職員・市職員の兼業、県の地域クラブ活動指導者バンク登録者、運営団体からの推薦者など約90名在籍しています。そのうち教職員が33名と約3割を占めています。

応募者の人柄や指導実績の見極めが難しいことから、指導者の公募による採用は実施していません。コーディネーターや運営団体が人選する方式で適任者を選任しています。

指導内容は各指導者に委ねていますが、事前に生徒指導上の留意点に関する研修、救命救急研修や個人情報に関する研修等を実施し、資質向上を図っています。

(4) 財源・費用負担について

この事業の経費には、国・県からの実証事業委託料を主な財源とし、一部は市の一般財源を充てています。令和7年度の国・県との当初委託契約金額は、運動部が約1,800万円、文化部が約500万円です。現時点では会費や保険料等の利用者負担を求めています。

なお、実証事業は令和7年度で終了します。令和8年度以降については、国や県の補助金を活用しますが、市の財源からの支出が増えることになり、今後の財源確保が重要な課題となっています。

(5) 取組の成果・効果

ほとんどの部活動が地域クラブ活動へ移行できたことは大きな成果です。

市は、教職員の働き方改革を契機として部活動の地域移行に関する取組を始めましたが、休日の部活動指導時間が約27%削減され、教職員の負担軽減に成果が見られました。特に、月2回の休日の活動により、教職員の土日の連続休暇が確保されたことは、単なる時間削減以上の効果があったと考えられます。

また、地域のスポーツ団体や文化芸術団体と関わりが増え、従来以上に連携が進みました。一方で、指導や普及を目的とした団体ばかりではないため、地域クラブ活動の指導者人材の継続的な確保は課題の一つです。

生徒の活動機会に関しては、現在は学校部活動を地域クラブ活動に置き換える段階にあり、多様な選択肢の提供にはまだ至っていません。学校によって、参加可能な地域クラブが異なるため、将来的には幅広い地域クラブに参加できる仕組みの整備が必要と考えています。

(6) 課題と対応策

生徒が希望する活動に参加する機会の確保、適切な安全管理、運営団体の体制強化、大会参加の調整、休日の学校施設の利用、学校との連絡体制、利用者負担の在り方など課題は多岐にわたりますが、大きな課題としては、指導者の確保と財源の確保です。

指導者については、コーディネーターを中心とした取組により、約90名の指導者を確保できていますが、1名体制で指導している地域クラブ活動も多く、十分な指導体制が整っているとはいえません。

今後は、これまでの実践や国のガイドライン等を踏まえつつ、応募資格の要件化も視野に入れ、持続可能な指導者確保の仕組みづくりを検討していく必要があります。

財源の確保についても、依然として課題であり、将来的には一定の利用者負担の在り方についても検討が必要です。

財源確保の一環として、令和7年度にクラウドファンディングを実施し、約835万円の支援が集まりました。今後もこのような手法を適宜活用しながら、財源面の課題解決に取り組んでいく方針です。

また、現在の推進計画は令和7年度までを対象としているため、今後は国の新たなガイドライン（令和7年12月）を踏まえ、令和8年10月を目途に計画の改定に着手することを

検討しています。

(7) これから導入を検討・実施する自治体へのアドバイス

部活動の地域移行は、あくまで手段であり、目的ではありません。目的は、生徒に豊かなスポーツ・文化芸術活動を提供し、持続可能かつ多様性のある活動環境を整えることです。

国のガイドラインの方向性を踏まえつつ、最終的には部活動がすべて地域クラブ活動に置き換わることを見据え、ロードマップを含めた明確な目標設定が重要です。

特に、小規模な学校では、部活動維持が困難になっており、この改革は喫緊の課題です。

生徒に多様な活動機会を保障するためには、各自治体が地域の実情に応じて、何を優先的に整えるべきか考えて取り組むことが求められます。

図表 17 広報での部活動地域移行の取組紹介



特集 変わる部活動 ～地域で子育てする社会を目指して～

中学生が学校生活で最も楽しみにしていることの1つが、部活動ではないでしょうか。現在、その部活動の事情が保護者世代の間で変わってきています。少子化や教員の働き方改革の影響を見据え、部活動を地域での活動に変えようとする動きが国主導で進みつつあります。
今回の特集では、市内での地域移行の事例とともに、中学生や指導者、教育関係の声を紹介します。



<出典>佐野市公式ウェブサイト

5. おわりに

本稿では、国及び東京都のガイドライン・推進計画の動向、多摩・島しょ地域39自治体を対象としたアンケート調査結果、さらに栃木県佐野市の実践事例を紹介しました。

多摩・島しょ地域自治体のアンケート結果からは、多くの自治体で地域連携等の取組が進みつつある一方で、「指導者の確保」「財源の確保」が共通かつ大きな課題となっていることが分かりました。また、運営主体については「直営」が18自治体と多く、地域クラブが運営主体となる「地域移行」については、多くの自治体で実施に至っていない状況が分かりました。

今後は、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ」を踏まえ、2026年度～2028年度の「改革実行期間(前期)」の間に休日の地域展開等に着手することが求められています。

検討にあたっては、生徒や保護者のニーズ、既存の地域資源を丁寧に把握し、地域において「誰が・どのように担うのか」という運営主体の姿を具体的に描いていくことが必要であると考えます。その上で、段階的な推進に向けた計画を策定し、自治体としての明確なロードマップを地域に示すことが重要です。そして、国や東京都の財政支援・人材バンク・ノウハウ提供を積極的に活用しながら、運営主体の検討、指導者の確保・育成に向けた取組、コーディネーターの配置などを順次進めていくことが必要です。

取組の推進については、さまざまな手法が考えられますが、生徒の活動機会を確保するために、各自治体が地域の実情に応じて、何を優先的に整備すべきかを考えながら取り組むことが重要であると考えます。

本稿が、今後の議論や検討を深く進める上での一つの手がかりとなり、参考となれば幸いです。

孤立死やごみ屋敷の背景にある「セルフ・ネグレクト」について

調査課 中村 由紀子（立川市派遣）

1. はじめに

2025（令和7）年4月、内閣府は初めて全国の孤立死者数¹を推計し、2024（令和6）年の推計人数を21,856人と公表しました。そのうち65歳未満は6,093人で、およそ4人に1人が高齢者以外であるということが分かりました²。

孤立死の社会問題化が単に単身高齢世帯の増加による影響だけでは説明できないのだとすれば、その背景には何があるのでしょうか。ニッセイ基礎研究所の調査³では、孤立死とセルフ・ネグレクトとの関連性が指摘されています。

ネグレクトは育児放棄など、「他者（親、ケア提供者など）による世話の放棄・放任」を意味する言葉として使われていますが、セルフ・ネグレクトは「自己放任」、つまり「自分自身による世話の放棄・放任」を意味します⁴。具体的には、食事をしない、入浴をしない、病気を放置するなど、自分自身の健康や社会生活を

維持するために必要な行為を行わない状態のことを指します。いわゆるごみ屋敷といわれるような状態は、セルフ・ネグレクトの典型的な例とされています。

前述の調査では、高齢者の孤立死事例の約80%に、セルフ・ネグレクトの傾向があるとの結果を示しています。つまり、孤立死のすべてが突発的に起きているわけではなく、生前から自身の健康を損なう行動を積み重ねた結果である可能性があります。

そこで本稿では、孤立死にもつながる問題として、セルフ・ネグレクトの実態や自治体における対応事例を紹介します。

2. セルフ・ネグレクトについて

（1）セルフ・ネグレクトとは

現在、セルフ・ネグレクトに関する法的な定義はありません。令和5年版厚生労働白書⁵では、セルフ・ネグレクトについて、「医療・介護サービスの利用を拒否するなど（サービス

1 孤立死に明確な定義はなく、内閣府のワーキンググループでは孤立死の実態を把握するため、自宅において死亡した一人暮らしの者のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される者として、発見されるまでに死後8日以上経過した者を孤立死と仮定して推計した。

2 内閣府（2025）「孤立死者数の推計方法等について～『警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者』をもとに～（『孤独死・孤立死』WG取りまとめ）」（https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/wg/r6/pdf/houkokusyo.pdf）（2025年12月26日確認）

3 株式会社ニッセイ基礎研究所（2011）「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書」（https://www.nli-research.co.jp/files/topics/39199_ext_18_0.pdf?site=nli）（2025年12月26日確認）

4 岸恵美子（2021）「セルフ・ネグレクトのアセスメントとケアツールを活用したごみ屋敷・支援拒否・8050問題への対応」中央法規

5 厚生労働省（2023）「令和5年版厚生労働白書一つながり・支え合いのある地域共生社会」（<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22/dl/zentai.pdf>）（2025年12月26日確認）

の利用を拒否する場合のほか、サービスを知らない場合や、認知症等により知っていても自らサービスの利用を求めることができない場合などもある)により、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態である」と説明しています。

具体的には、右の図表1のような状態が例として挙げられます。

(2) セルフ・ネグレクトの要因

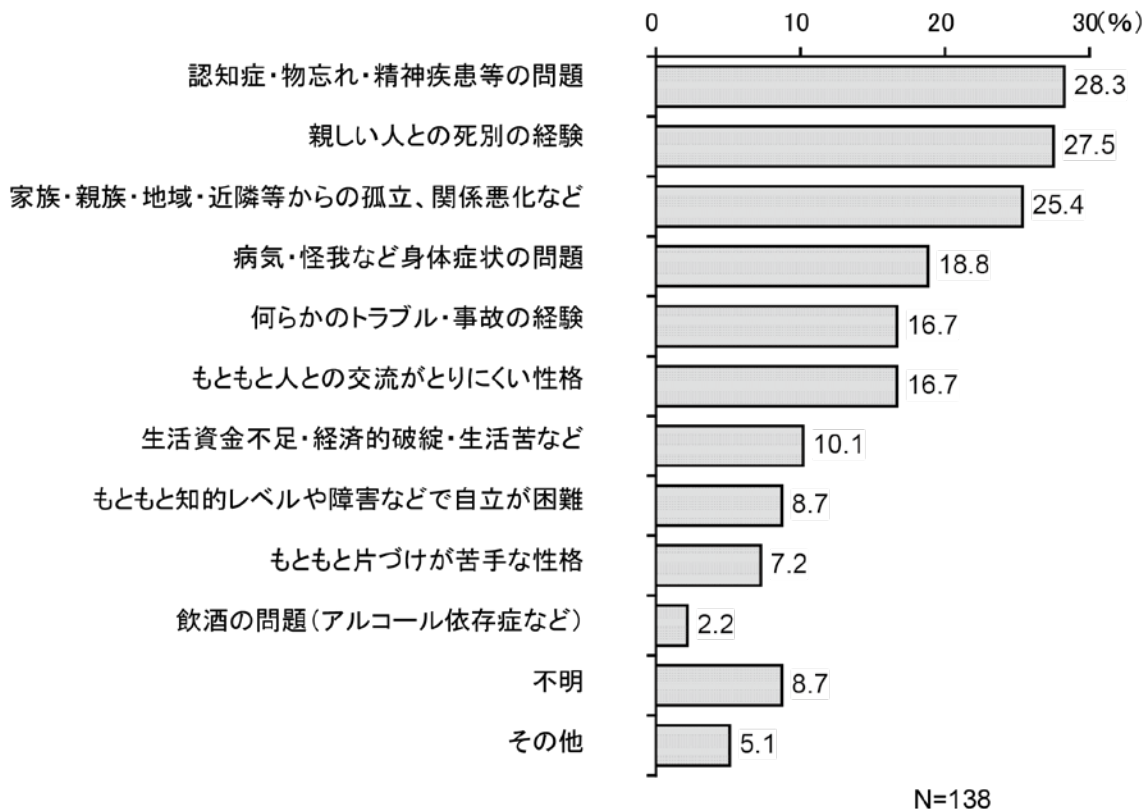
内閣府が全国の地域包括支援センター職員・民生委員に対して行った調査⁶では、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者がセルフ・ネグレクトになったきっかけ・理由・背景について尋ね、得られた自由回答から分類の上、集計を行っています(図表2参照)。

▼図表1 セルフ・ネグレクトの例

- ・入浴をしない、失禁を放置するなど、身体が不衛生
- ・慢性疾患や栄養状態の悪化を放置する
- ・必要な医療やサービスを拒否する
- ・ごみ屋敷、害虫やネズミの大量発生、ペットの放置など、住環境が不衛生
- ・家屋の窓ガラスが割れた状態や、水回り等が壊れた状態を放置する
- ・崩壊しそうな老朽化した家屋に住んでいる

<出典>参考文献をもとに筆者作成

▼図表2 セルフ・ネグレクトになったきっかけ・理由・背景



<出典>内閣府経済社会総合研究所「セルフネグレクト状態にある高齢者に関する調査—幸福度の視点から 報告書」

⁶ 内閣府経済社会総合研究所(2012)「セルフネグレクト状態にある高齢者に関する調査—幸福度の視点から 報告書」(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11539153/www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou060/hou60_03a.pdf) (2025年12月26日確認)

回答としては、「認知症・物忘れ・精神疾患等の問題」「病気・怪我など身体症状の問題」「もともと知的レベルや障害などで自立が困難」など、心身の疾病や障害に伴うものが多い傾向が見られます。

その一方で、「家族・親族・地域・近隣等からの孤立、関係悪化など」による支援者の不在や、「生活資金不足・経済的破綻・生活苦など」の外部要因によって必要な医療や支援を受けられないといった状況も生じています。また、「親しい人との死別の経験」などのライフイベントや、火事、水害や交通事故などの災害・災難、仕事でリストラされた、などの「何らかのトラブル・事故の経験」といった喪失体験から生きる意欲を失い、セルフ・ネグレクトに至るケースもあります。こうした状況は誰にでも起こりうることであり、誰もがセルフ・ネグレクトになる可能性があるといえます。

また、頼りたくない、束縛されたくない、頑固である、攻撃的であるなどの「もともと人との交流がとりにくい性格」により、他者との関わりを拒否する傾向が見られることも多く、こうした傾向がセルフ・ネグレクトの解消を困難にする要因の1つと考えられます。

(3) セルフ・ネグレクトによる死亡リスク

アメリカのChicago Health and Aging Projectでは、セルフ・ネグレクトの死亡リスクに関する研究結果が示されています。調査では、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者の1年以内の死亡リスクは、セルフ・ネグレクトではない高齢者の5.82倍であったと報告されており⁷、セルフ・ネグレクトが生命の維持に関わるリスクであることが示されています。

また、セルフ・ネグレクトを7つの類型⁸に分け、孤立死との関連性について事例分析を行った調査⁹では、「拒否・孤立型」と孤立死との関連に有意性が見られています。このことから、必要な医療・サービスの拒否や地域からの孤立が、孤立死につながる一因となっていることが分かります。

(4) 高齢者に限らない課題

セルフ・ネグレクトはこれまで主に高齢者の課題として扱われており、研究も高齢者を中心に行われてきました¹⁰。しかし、前述のとおり、セルフ・ネグレクトは誰にでも起こりうる課題です。

千葉県浦安市が実施した調査¹¹では、市の関連部局や市職員等が把握している「セルフ・ネグレクトが疑われる市民」は377人で、そのうち65歳以上が144人、65歳未満が213人、年齢不詳が20人と、高齢者以外にもセルフ・ネグレクトが存在することが示されています（図表3参照）。

令和5年版厚生労働白書では、「その背景に経済的困窮や家族や近隣住民などとの人間関係が挙げられていること、中高年において単身世帯が増加し社会的な孤立のリスクが高まる可能性があることを考慮すると、必ずしも高齢者には限らない課題である」と言及されており、高齢者以外の世代に対しても対応する必要性が示されています。

7 岸恵美子 (2021) 「セルフ・ネグレクトのアセスメントとケアツールを活用したごみ屋敷・支援拒否・8050問題への対応」中央法規
出典元: Dong XQ, Simon M, et al. (2012) "The Prevalence of Elder Self-Neglect in a Community-Dwelling Population: Hoarding, Hygiene, and Environmental Hazards"

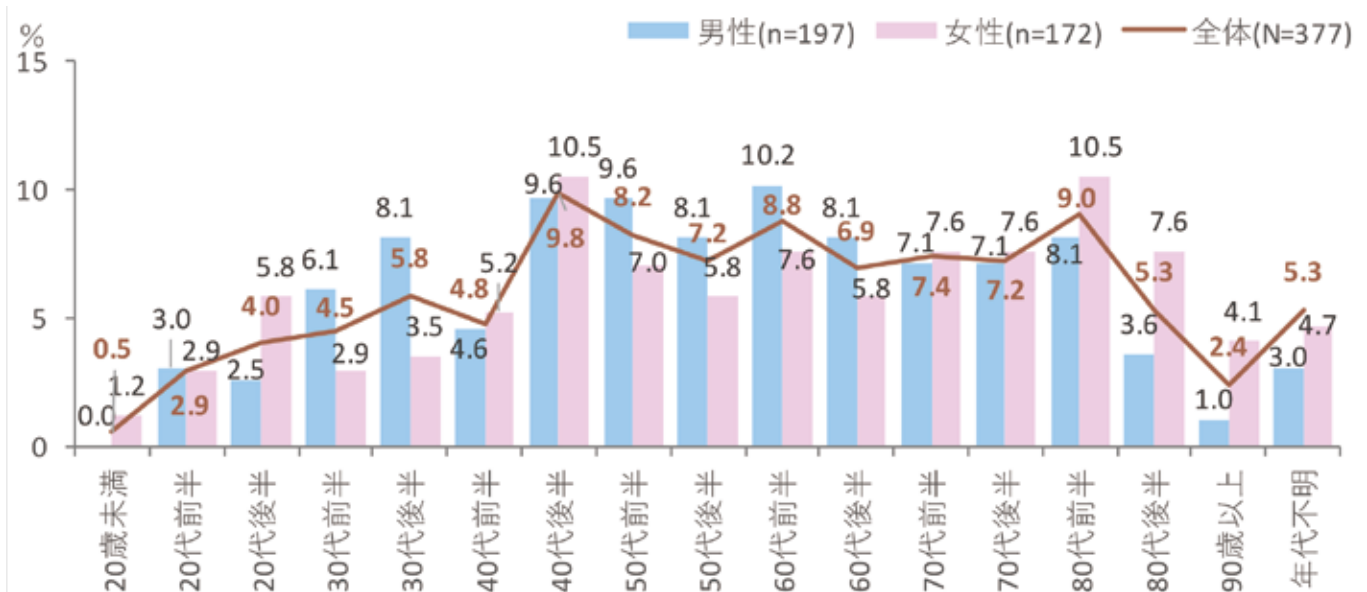
8 「不衛生型」「不衛生・住環境劣悪型」「サービス拒否型」「不衛生・住環境劣悪・拒否型」「拒否・孤立型」「複合問題・近隣影響なし型」「複合問題・近隣影響あり型」の7つ。

9 齊藤雅茂・岸恵美子・野村祥平 (2016) 「高齢者のセルフ・ネグレクト事例の類型化と孤立死との関連—地域包括支援センターへの全国調査の二次分析—」(<https://www.hws-kyokai.or.jp/images/ronbun/all/201603-01.pdf>) (2025年12月26日確認)

10 岸恵美子 (2021) 「セルフ・ネグレクトのアセスメントとケアツールを活用したごみ屋敷・支援拒否・8050問題への対応」中央法規

11 浦安市 (2020) 「浦安市 セルフ・ネグレクト対策に関する調査分析 報告書」(chrome-extension://efaidnbmnnnkpcjpcglctefndmkaj/https://www.city.urayasu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/029/776/houkokusyo.pdf) (2025年12月26日確認)

▼図表3 浦安市におけるセルフ・ネグレクトが疑われる市民の属性（年代別）



<出典>浦安市「浦安市 セルフ・ネグレクト対策に関する調査分析 報告書」

3. 行政における対応

(1) 高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応

セルフ・ネグレクトは、行政においても、主に高齢者の問題として扱われてきました。

2006（平成18）年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法）では、セルフ・ネグレクトは虐待の定義には含まれていないものの、厚生労働省の高齢者虐待対応マニュアル¹²では、セルフ・ネグレクトに対し「高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応」をするよう示しています。

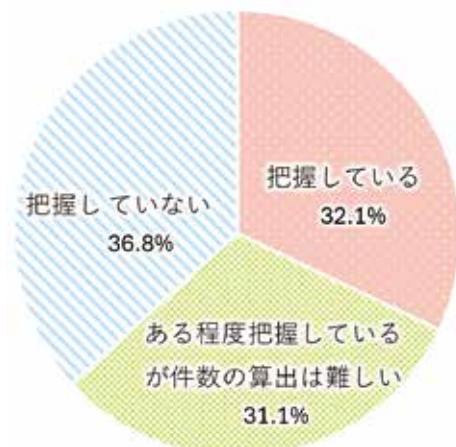
必要に応じて、老人福祉法第10条の4及び第11条による措置や、市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求などの権限行使等の対応も行うこととされています。

その一方で、高齢者虐待防止法第11条の立入調査権は行使できないことが明示されており、厚生労働省が全国の市区町村に対して行った調査¹³では、セルフ・ネグレクトの発

生件数を把握していると回答したのは全体の32.1%に留まっています（図表4参照）。

また、対応における課題については、「どのような事例が『高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害』に該当するかという定義や基準が明確ではない」（62.9%）、「『高齢者虐待防止法に準ずる対応』がどのような対応を指すのかが明確ではない」（55.8%）と答えた割合も高く、セルフ・ネグレクトの定義や対応の判断基準・内容などの曖昧さも、対応が進まない要因となっていると考えられます。

▼図表4 セルフ・ネグレクト発生件数の把握状況



<出典>厚生労働省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」をもとに筆者作成

¹² 厚生労働省老健局（2025）「市町村・都道府県における 高齢者虐待への対応と養護者支援について」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001452977.pdf>）（2025年12月26日確認）

¹³ 厚生労働省老健局（2025）「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001462840.pdf>）（2025年12月26日確認）

(2) 重層的支援体制整備事業による対応

厚生労働省の高齢者虐待防止マニュアルには、セルフ・ネグレクトの相談を受けた場合、「重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その一環として対応することも考えられます」との記載があります。

近年、8050問題¹⁴、ヤングケアラー、介護と育児のダブルケアなど、いくつかの分野を横断し、属性別に展開されてきた公的な制度では支援が難しい課題が表面化しています。

2017年の社会福祉法改正では、こうしたさまざまな課題を地域住民や福祉関係者が把握すること、そして関係機関との連携などにより解決を図ることを地域福祉の推進の理念として規定し、市町村が包括的な支援体制¹⁵づくりに努めることが規定されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村が包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、2021（令和3）年に創設されたものです。

セルフ・ネグレクトの背景には障害や生活困窮などのさまざまな要因があり、年代も高齢者に限らないことから、まさに既存の制度だけで対応することが困難な課題といえます。

重層的支援体制整備事業では、「包括的相

談支援事業」「地域づくり事業」「多機関協働事業等」の3つの事業を一体的に実施します。

これらは新しい支援制度というよりは、既存の支援機関や専門職の負担を軽減しながら、地域の支援力の限界点を引き上げ、効果的に住民を支援していくためのものといわれています。

例えば、単独の相談支援機関では対応が難しい方へのアセスメントや支援プランの作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行います。また、制度の狭間にいる方や支援が届いていない方などに対し、継続的な訪問支援等を行います。

4. 取組事例

ここでは、セルフ・ネグレクトに関する取組の事例として、東京都足立区のごみ屋敷対策事業を紹介します。足立区では福祉部門だけではなく、環境部門が中心となり、ごみ屋敷の背景にあるセルフ・ネグレクトの解消に取り組んでいます。また、重層的支援体制整備事業が創設される以前から、庁内外の関係機関での連携や、支援が届いていない方への訪問支援などに取り組んできました。

▼図表5 重層的支援体制整備事業の概要

事業名	包括的相談支援事業	地域づくり事業	多機関協働事業等
事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行う。受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。	介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止または解決にかかる体制の整備等を行う。	包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。
実施主体	市町村（任意事業）		
負担割合	介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

<出典> 参考文献をもとに筆者作成

14 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題。

15 地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制。

(1) 取組の経緯

足立区は、面積約53km²で東京23区の最北端に位置する人口約70万人の自治体です。

区では、地域や警察などの関係団体と連携し、一丸となって犯罪のない美しい住みよいまちをめざす「ビューティフル・ウィンドウズ運動¹⁶」を展開しています。

その一環として、2012（平成24）年度に生活環境調整担当課（現在の生活環境保全課）にごみ屋敷や空き地などの民有地に関する苦情の総合窓口を設置し、現場対応を開始しました。

▼図表6 ごみ屋敷の情報を呼びかけるチラシ

<出典>足立区より提供

2024（令和6）年度末時点までに受け付けたごみ屋敷の相談件数は387件、そのうち解決件数は351件と、90%を上回る高い解決率を誇っています。

(2) 生活再建・再発防止を重視する「足立区モデル」

足立区のごみ屋敷対策が進んだ背景の一つが、2013（平成25）年に施行された「足立区生活環境の保全に関する条例」です。

この条例の特色は、第11条において、「区長は、所有者等が自ら不良な状態を解消することが困難であると認めるときは、支援を行うことができる」とあるように、ごみ屋敷の居住者への「支援」を盛り込んでいることです。

具体的には、要支援者（ごみ屋敷の居住者）がごみ処分費用を負担する資力がない場合、外部の委員¹⁷と区職員で構成される「生活環境保全審議会」に諮ったうえで、100万円（ごみの片づけと樹木の伐採等に各50万円）を上限に、区が費用を補助することができます。

さらに、区民との協働・協創の観点から、ごみ出しや分別に協力する町会・自治会等へ、必要物品の貸与及び支給・謝礼の交付といった支援メニューを設けています。

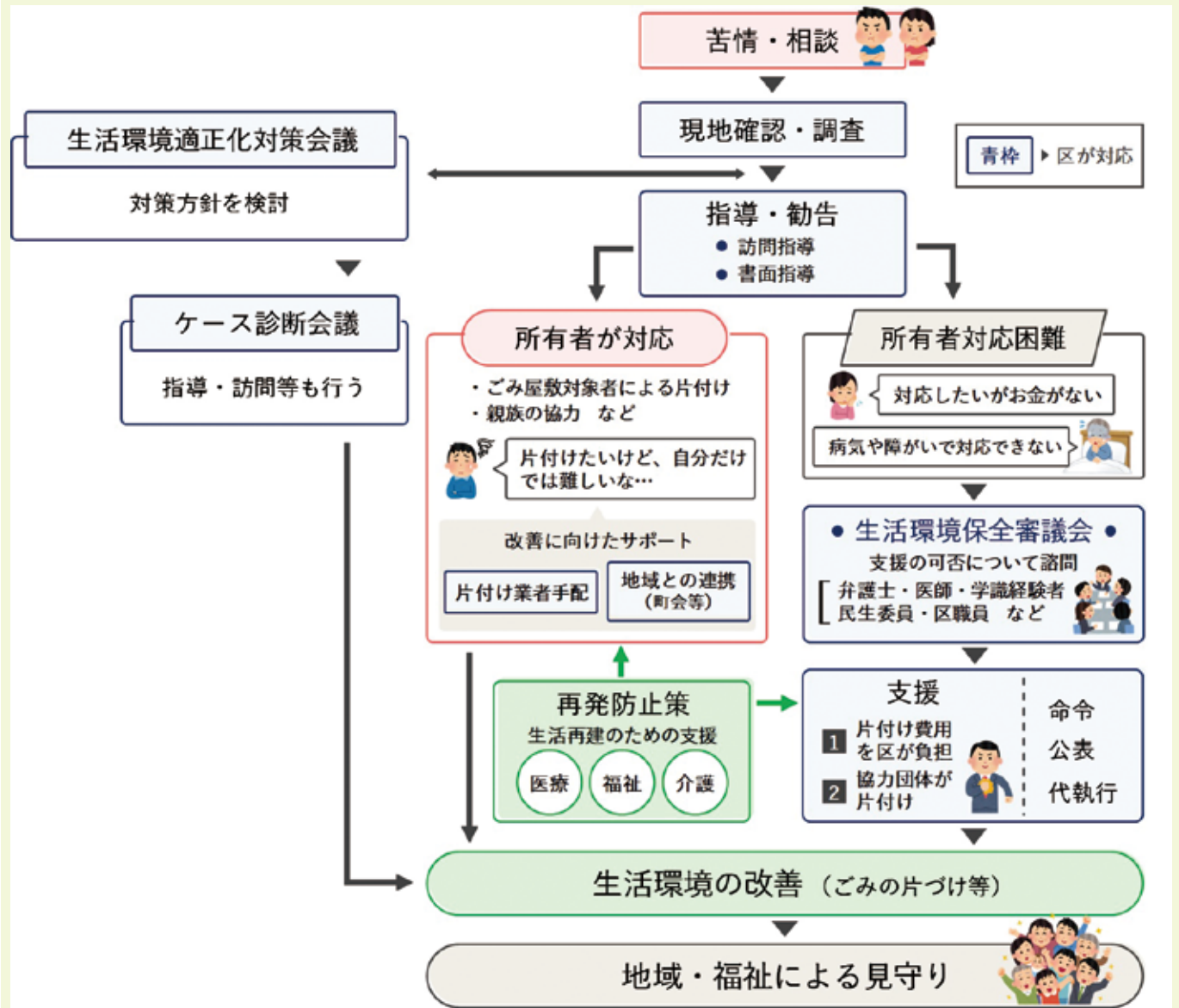
条例では、区の指導・勧告に従わない場合、命令・公表・代執行といった厳しい措置も可能としています。しかし、これまでに対応したケースではいずれも指導までにとどまり、勧告以上の措置を行った実績はありません。仮に代執行した場合、要支援者がその地域に住み続けられなくなる可能性があるだけでなく、根本原因を取り除かなければ、すぐに再発が予想されるためです。

区では、ごみ屋敷の背景には要支援者が抱える要因（ごみの収集癖、心身の疾患や障がい、他者との接触拒否など）と、環境・社会的要因

16 割れた窓ガラスを放置するような軽微なことから地域全体が荒廃し、犯罪も増えてしまうという「割れ窓理論（ブローケン・ウィンドウズ）」を参考に、「美しいまち」を印象付けることで犯罪を抑止しようという足立区独自の運動。

17 弁護士、医師、学識経験者、町会・自治会連合会役員、民生・児童委員役員、まちづくり推進委員、社会福祉協議会職員といった幅広いメンバーで構成されている。

▼図表7 足立区のごみ屋敷対策事業



<出典>足立区ウェブサイト¹⁹

(生活困窮、社会的孤立、土地・家屋の権利問題¹⁸など)があると考えています。

そのため、要支援者本人の生活再建を念頭に、根本原因を取り除いたうえでごみ屋敷の解決を図るという方針で取り組んでおり、こうした特色ある取組は「足立区モデル」と呼ばれています。

(3) 多機関連携のチームによる支援

ごみ屋敷の背景は複雑であり、1つの課で解決できるものではないため、関係機関に横串を刺してチームとして支援しています。

当初は庁内の関係部署の連携を図るため、各部の部長級を含めた「生活環境適正化対策会議」で対応方針を協議していましたが、現在は横の連携が円滑に取れるようになったため、各部署の担当者レベルで開催する「ケース診断会議」がその役割を担っています。

¹⁸ ごみ屋敷の居住者が死亡後、居住していた土地・家屋の権利について相続人の中で協議が難航することなどによって、ごみ屋敷の解決を妨げる一因となっている。

¹⁹ 東京都足立区「ごみ屋敷対策事業」(<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/241024.html>) (2025年12月26日確認)

会議には環境部・福祉部・衛生部・都市建設部・社会福祉協議会など、ごみ屋敷ごとに要支援者に応じた関係機関を招集しています。

現場対応においても、高齢者であれば地域包括支援センター（社会福祉協議会）、医療の必要性が見込まれる方は保健師など、要支援者に合わせたメンバーで訪問等を行います。関係機関の役割は完全に固定されているわけではなく、それぞれの機関が要支援者の状況に応じて役割を変えながら柔軟に対応しています。

取組を始めたころは関係者間で意識の違いもありましたが、長年の積み重ねによって、今は声をかけやすい関係性ができたと感じています。

また、ごみ屋敷の要支援者は、ごみ問題だけではなく、精神的・身体的・金銭的な問題を複合的に抱えているケースが多く見られます。そのため、ごみの片づけ後もケース診断会議などにおいて要支援者に合わせた対応を検討し、支援を継続しています。

例えば、土地・家屋の売却やアパートへの転居に対する助言、家事援助や服薬管理などの公的サービスの導入、地域包括支援センターによる見守りなどが挙げられます。

このように、チームで重層的に関わることで要支援者の抱えている課題を根本的に解決し、再発防止へとつなげています。

（４）関係性の構築

ごみ屋敷の解消に取り組むにあたり大切にしていることが、要支援者との「顔の見える関係づくり」です。要支援者にはごみだという認識が希薄であり、解消を望んでいないことがほとんどです。また、他者との接触を拒否するなど社会的に孤立しているケースも多く見られます。訪問しても会えない、会えても話ができないことが多いため、まずは要支援者との信頼関係の構築が必要となります。

初めは会えなくても、定期的に訪問を繰り返すことで、少しずつ会話してもらえるようになるケースも多くあります。生活環境保全課に拒否的な反応を示す場合には、別の関係者が要支援者の抱えている生活の困り事をきっかけにアプローチをすることもあります。複数の関係機関がチームで関わることで、要支援者と信頼関係を築くための足掛かりをつくることができます。

ごみ屋敷の解決のためには、要支援者自身が「片づけたい」と思うことが重要だと考えているため、支援には数年単位の時間が必要となることもあります。

あるケースでは、区職員が毎週自宅を訪問し、ごみ出しの手伝いを行っていました。6年以上継続して支援を行うも、要支援者の意識はなかなか変わらず、停滞した状況が続いていましたが、要支援者の体調が悪化したことで事態が動き始めました。

また、医療が必要ない方や買い物はできるが自己管理ができないなど、要支援者がある程度自立している場合には、スーパーの店員や民生・児童委員などに地域で見守りを依頼することもあります。中には地域の方がサロン等に声をかけるなど、要支援者との関わりを続けていったことにより要支援者の意識が変わり、数年がかりで解決につながったケースもあります。

このように粘り強く関わり続ける中で要支援者の意識や状況が変わり、解決への糸口が生まれることがあります。

このように粘り強く関わり続ける中で要支援者の意識や状況が変わり、解決への糸口が生まれることがあります。

（５）基幹地域包括支援センターと福祉まるごと相談課

ここまで足立区におけるごみ屋敷対策事業について紹介しましたが、高齢者のセルフ・ネグレクトについては、高齢者虐待の所管である基幹地域包括支援センターが対応をしています。

区では高齢単身世帯の増加により、家族等からの虐待の件数は減る一方、セルフ・ネグ

レクトの件数は増加しており、今後ますますこの傾向が進んでいくと考えています。

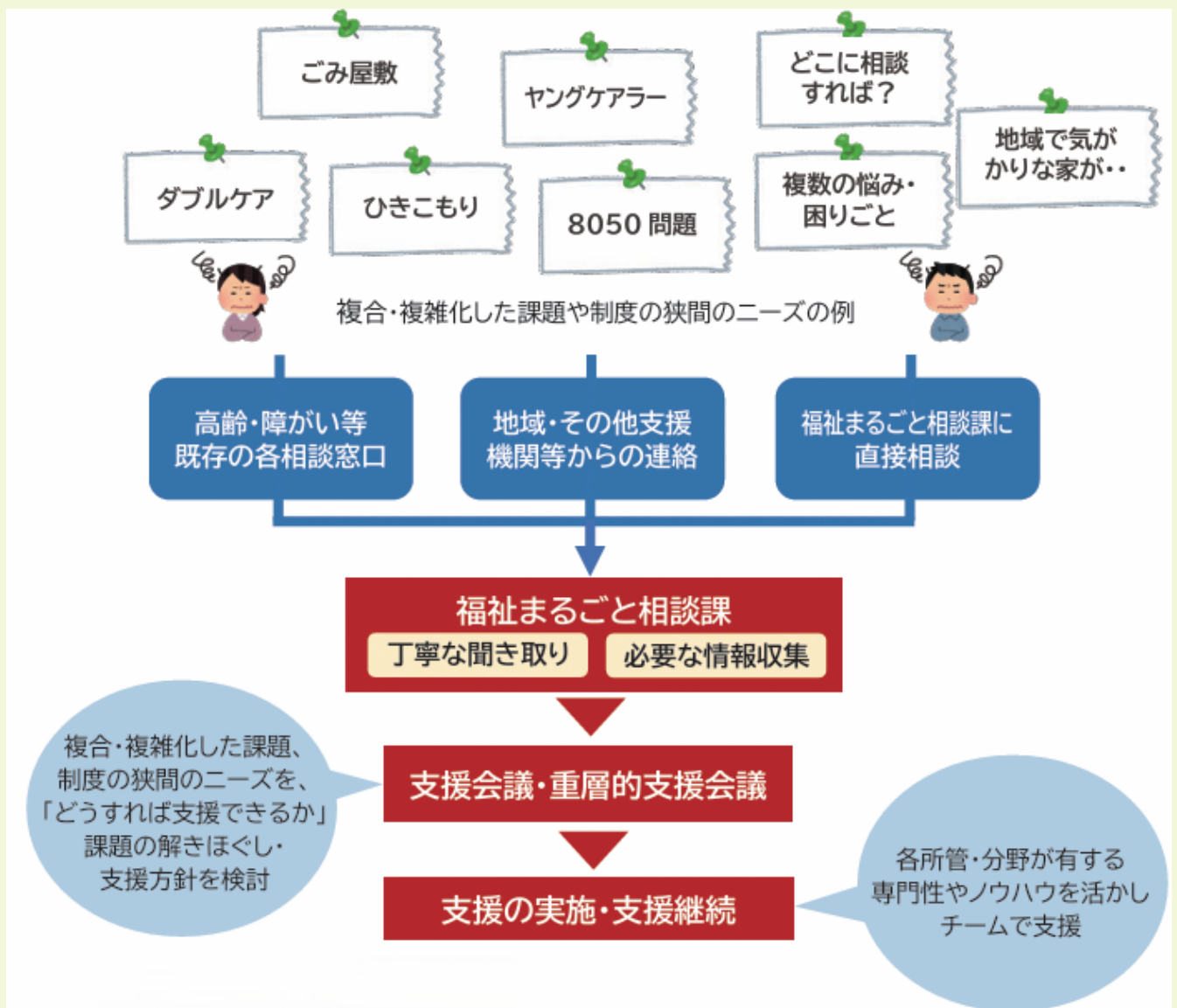
また、区では、令和6年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、「誰でも・なんでも相談できる窓口」として、福祉まるごと相談課を創設しました。高齢者のセルフ・ネグレクトの所管である基幹地域包括支援センターは原則65歳以上が対象のため、該当しない方は福祉まるごと相談課で対応する

こともあります。

どちらの窓口においても本人が自らセルフ・ネグレクトについて相談に来るケースはなく、別の相談をきっかけに関わり始め、訪問により本人の生活状況がわかるにつれ、セルフ・ネグレクトが発覚するパターンが多く見られます。

また、福祉まるごと相談課では、福祉・保健衛生・住宅支援・環境等の庁内6部16課と

▼図表8 福祉まるごと相談課を中心とした多機関協働



<出典> 足立区地域保健福祉計画²⁰

20 東京都足立区「足立区地域保健福祉計画（令和6年度～令和11年度）概要版」（2025年12月26日確認）
 (https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/59136/fukushikeikaku-gaiyou.pdf) (2025年12月26日確認)

足立区社会福祉協議会が、内容に関わらず参加する支援会議を、毎月開催しています。

ここでは、福祉まるごと相談課が受けた相談や、各課の窓口で受けた相談のうち、既存の制度や単独の機関では支援につながらない複合・複雑化したケースを解きほぐし、支援方針を検討しています。必要に応じてさらにコアなメンバーで会議を行い、その地区を担当する地域包括支援センターなども巻き込んだチームでの支援を実施しています。

ごみ屋敷についても、特に解決が困難なケースについてはこの仕組みを活用し、より幅広いメンバーで対応にあたっています。

5. おわりに

セルフ・ネグレクトは誰にでも起こる可能性があり、孤立死の要因にもなり得る問題ですが、そうした実態はあまり認知されていません。

足立区では、ごみ屋敷という表面化した現象の背景にある支援ニーズに気づき、一人一人に寄り添った支援を続けてきました。組織の垣根を越えて、ときには地域を巻き込みながら、チームで粘り強く関わり続けることで本人との関係性を構築し、生活再建につなげている取組には、学ぶべきことが多くあると感じました。

自ら助けを求められない方や支援を拒む方に対して、行政や地域はどのような役割を担うべきなのか、これからも考え続けていきたいと思います。

〈参考文献〉

- ・岸恵美子 (2021) 『セルフ・ネグレクトのアセスメントとケアツールを活用したごみ屋敷・支援拒否・8050 問題への対応』中央法規
- ・厚生労働省 (2023) 「令和 5 年版厚生労働白書一つなぎ・支え合いのある地域共生社会」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22/dl/zentai.pdf>) (2025 年 12 月 26 日確認)
- ・厚生労働省「重層的支援体制整備事業」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001548696.pdf>) (2025 年 12 月 26 日確認)
- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2021) 重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック (<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001597012.pdf>) (2025 年 12 月 26 日確認)

先進事例紹介

当調査会では、毎年度の調査研究テーマ選定に向けて、先進的な取組を行っている自治体や団体に対し、ヒアリングを実施しています。今回は、2025（令和7）年度に実施したヒアリングの中から以下の事例をご紹介します。



「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」の取組について（公益財団法人北九州国際交流協会の事例）

調査課 高橋 力哉（昭島市派遣）

1. ヒアリングの目的

2017（平成29）年度、当調査会は「多文化共生に向けた地域における国際交流に関する調査研究¹」を実施しました。それから約8年が経過した現在に至るまで、在留資格「特定技能」の創設など、国は「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正を重ね、外国人労働力の受入れを進めてきました。

出入国在留管理庁のデータ²によると、2024（令和6）年末時点の日本国内の外国人住民数は約377万人であり、2017年末時点（約256万人）と比べ、約121万人の増となっています。また、2025（令和7）年現在の日本の総人口に占める外国人の割合は約2.8%であり、2070年には10%を超えるとの試算もあります。一方で、日本人の人口減少ペースが加速していることから、この年を待たずに10%に到達する可能性も指摘されています。多摩・島しょ地域の状況としては、東京都の統計データを見ると、外国人住民の数は、2017年1月1日時点（約7.6万人）から2025年1月1日時点（約11.6万人）までの間に約4万人増加してい

ます³。

2027（令和9）年には、技能実習制度に代わる新たな制度として「育成就労」が創設される予定です。今後も国は外国人労働力を積極的に受け入れる方針であり、外国人住民の増加はさらに加速する見込みです。

こうした状況の中、自治体は今後、これまで以上に外国人住民への対応を求められることは避けられません。特に福祉や教育などの分野では、これまで想定していなかった多くの課題に直面しつつあります。

今回、外国人住民の生活や仕事等の相談にきめ細やかに対応する、公益財団法人北九州国際交流協会へヒアリングをしました。

2. 公益財団法人北九州国際交流協会について

公益財団法人北九州国際交流協会⁴は、北九州市役所の外郭団体であり、「多文化を受け入れ世界に開かれた魅力ある地域づくりと人づくり」を目指す活動をしています。業務としては、外国人住民向けのワンストップインフォメーションセンター（以

1 公益財団法人東京市町村自治調査会「多文化共生に向けた地域における国際交流に関する調査研究」(<https://www.tama-100.or.jp/0000000767.html>) (2025年12月5日確認)

2 出入国在留管理庁ウェブサイト「令和6年末現在における在留外国人数について」(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00052.html) (2025年12月5日確認)

3 東京都統計「外国人の人口」(<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/gaikoku/ga-index.htm>) (2025年12月5日確認)

4 公益財団法人北九州国際交流協会ウェブサイト (<https://www.kitaaq-koryu.jp/>) (2025年12月5日確認)

下「ワンスト」という。)や日本語教育、多文化共生のための啓発事業等を実施しています。特にワンストでは、社会福祉士の資格を有し、かつ外国語対応が可能なソーシャルワーカーを配置しており、外国人が日本で暮らすうえでの不安や困りごとなど、生活に関する相談に対応しています。複雑で深刻なケースについては、多職種や関係機関と連携し、継続的な支援を行っています。

3. ヒアリングの内容

問1 業務概要を教えてください。

答1 2つの柱として、ワンストによる外国人相談と地域日本語教育があります。他には、国際理解や国際交流、多文化共生の啓発です。昔は国際交流の方のウエイトが大きかったですが、最近は外国人支援の方に重きが置かれています。

問2 事業の運営体制について教えてください。

答2 ワンストは、統括のセンター長が1名と専門職2名、相談員3名の計6名の体制です。日本語教育は専門職3名で、それ以外の交流・啓発事業が2名、総務と管理職がそれぞれ2名ずついます。

▼図表 ワンストップインフォメーションセンターについて

北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンターでは…

外国人市民や、職場や学校・地域で外国人とかかわる方などを対象に、生活に必要な情報提供や相談に多言語で対応します。

外国人相談窓口 無料

外国人相談員が対応します

- 多言語で情報提供を行います
 - 外国人市民や、職場や学校・地域で外国人とかかわる方などを対象に、生活に必要な情報提供や相談に多言語で対応します。
 - 外国人相談員が対応します
- 専門家と連携した相談対応・支援を行います (黒崎のみ)
 - 外国人相談員が対応します
 - 入国・在留・ビザ手続きの相談
 - 入国・在留・ビザ手続きの相談
 - 行政書士が対応します
 - 在留資格、滞在許可、帰化申請、国際結婚の手続きなどに関する相談に応じます。
 - 日時 第2土曜日 13:00～16:00
 - 予約 不要(通訳の手続きは必要です)
 - 法律相談
 - 弁護士が対応します
 - 住宅、結婚・離婚、労働問題など、法律問題に関する相談に応じます。
 - 日時 第4土曜日 13:30～16:30
 - 予約 必要(先着3名)
 - 心理カウンセリング
 - 臨床心理士が対応します
 - 精神的な疲れ、ストレス、悩み、困難などを抱えている外国人の方々を対象にカウンセリングします。
 - ※日時、場所はご相談ください(要予約)
- 外国人市民からの生活上のさまざまな相談に応じます
 - 外国人市民からの生活上のさまざまな相談に応じます
 - 外国人相談員が対応します

<出典> 多文化共生ワンストップインフォメーションセンターパンフレット⁵ から抜粋

5 公益財団法人北九州国際交流協会 (<https://www.kitaaq-koryu.jp/wp-content/uploads/2024/09/a8710533e88df9c7057609bdc301e539-1.pdf>) (2025年12月5日確認)

問3 ワンストについて教えてください。

答3 ワンストでは、外国人住民からの相談に対応しています。相談内容は、その場で解決するものもあれば、ソーシャルワークとしてさまざまな関係機関と連携しながら、長期にわたって解決支援を行うものもあります。

中でも、在留資格に絡む相談が一番多く、複雑な場合には在留資格の知識が必要となるものが大半です。例えば、日本人の夫からDV被害を受けている外国人の妻が、「離婚をしたら、『日本人の配偶者等』の資格がなくなる」と恐れて、暴力に耐えながら生活するようなケースが挙げられます。2番目に多いのは、日本語教育に関する相談です。「日本に来たばかりで日本語を勉強したいけれどもどうすればよいか」とか、「子どもが日本の小学校に転入したら、日本語を教えてもらえるか」などといったものです。3番目は通訳の派遣や書類の翻訳についてです。学校や役所では、日本語のテキストや日常生活では出てこない用語も多く使われる上、国によって日本とは制度が異なるので、日本語でコミュニケーションが取れる方であっても、理解するのが難しいこともあります。

2025年度は、生活保護や障害など福祉に関わる相談、児童相談所やDVに関する相談が、例年と比べて増加傾向にあります。近年、深刻かつ複雑な相談が少しずつ増えている印象があります。

外国人の方も、数年で帰国する方から日本に永住する方までさまざまですが、いずれも日本に住む生活者です。相談内容についても、外国人特有のものはもちろんありますが、年金や健康、離婚など、日本人が抱える相談と変わらないと思います。

問4 取組に対する反応を教えてください。

答4 まず、ワンストは外国語が通じる相談員が対応しているという点で、外国人の方から活用いただいています。外国人の方からは、日本語以外の言語で話ができる相談員が対応しているという点で、非常に喜んでいただけることがあります。日本でずっと暮らしている人であれば簡単に得られる情

報も、日本や日本語に慣れていない外国人にとっては、日本語での説明が理解できなかったり、どこにどんな情報があるのかすら分からなかったりすることもあります。そんな時に、外国語で情報提供ができるワンストが活用できるということに対して、喜んでいただいています。

外国から来た方は、日本には家族や頼りにできる人がいないため、寂しさを感じている人もいます。外国人相談者の方々は、教えてもらうことはたくさんあっても、自分の話を聞いてもらえることは少ないと感じます。そこに寄り添ってお話をお聞きしていると、それだけで「救われた」と感じて帰られることもあります。

中には、どうしても解決できないような相談もあります。それでも、話を聞き伴走型支援をしていくことで「気持ちを分かってくれた」と感謝して、また相談に来てくださる方もいます。

問5 取組における課題を教えてください。

答5 外国人と日本人との間には、3つの壁（言葉の壁、制度の壁、心の壁）があるといわれています。このうち、「言葉の壁」については、電話通訳や翻訳アプリが普及してきているため、ハードルが低くなったように思います。「制度の壁」は、外国人相談者や支援者が努力をして乗り越えられるものではないところに難しさを感じます。一方で「心の壁」をどう乗り越えていくかは今後の大きな課題だと考えます。

地域で共生していくためには、「相手の人（または相手の国）と日本とでは、こうした違いがあるかもしれない」と気づき、相手の心に届く関係性を築いた上で、伝えるべきことを伝えていく必要があります。ただし、これは必ずしも外国人側に働きかけるだけでは十分ではありません。日本人側も、相手の国の制度や文化を知らないまま、「日本の当たり前」を前提に接しています。だからこそ、「自分達も相手や相手の国について理解していなかった」と気づいてもらうために、外国人・日本人双方への働きかけが必要だと考えています。また、北九州市は技能実習生が非常に多くいますが、基本的に監理団体や雇用

主が支援をされているため、技能実習生の方が相談に来ることはほとんどありません。しかし、地域に暮らす住民という点では変わりないので、技能実習生ともかかわりながら共生の地域づくりをしていきたいと考えています。あとは、協会をどのように知ってもらうかも、大きな課題です。北九州市は広いので、たとえ知っていても所在地まで来てもらえるのかという点もあります。こうした課題を解決するために、こちらから積極的に外へ出向いていくことも今後進めていかなければいけないと考えています。

問6 多摩地域の自治体から「協力確認書⁶」の活用方法について調査要望がありました。「協力確認書」について、貴団体で何か対応していますか。

答6 はい、しています。協力確認書とは、特定技能所属機関⁷が、特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び居住地の市区町村へ提出する書類で、2025年度から新たに導入された制度です。この書類は、特定技能所属機関が地方公共団体から外国人との共生社会の実現に向けた施策への協力を求められた際に、その要請に応じて必要な協力を行うことを確認する趣旨のものです。また特定技能所属機関は、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえて、1号特定技能外国人支援計画を作成・実施することが求められています。

当協会では北九州市役所の協力を得て、協力確認書を提出した事業者へのヒアリングのお願いをしました。承諾をいただいた事業者には実際に訪問し、お話を伺うことができ、今後の取組に大きなヒントをいただきました。これまで行政が外国人を雇用する事業者と直接つながることが難しかった中で、このような画期的な仕組みが生まれたので、今後さらに活用が進んでいけば良いと思います。

一方で、自治体側・事業者側ともに対応に戸惑っている面もあると思います。互いにこの制度について理解し、うまく活用できると良いなと思います。

問7 外国人住民の増加によって、現在起き始めている課題や、今後起こり得る課題、また、それらへの対策について、考えていることはありますか。

答7 この頃、外国人を排斥するような声が増えてきています。恐らくその多くは、外国人と接する機会のない方々から上がっているのだと思います。一方、地方の農村や漁村などでは、外国人の力を借りなければ事業が成り立たなくなっている地域も少なくありません。外国人を受け入れていくスタンスで普段から外国人の方と接しているような方からは、少なくとも外国人受入れに対する反対の声は出ていないと思います。しかしながら、そうではない方たちの声が、日本全国で強くなっています。だからこそ、そうした方々へ向けて、「そうではないんだよ」ということを、目に見える形で示していく必要があると考えています。

4. おわりに

ワンストへは、想像以上に複雑で重い相談が多く寄せられることが分かりました。特に在留資格に関係する相談は、相応の知識が無ければ、自治体の一職員では対応が困難であるように見受けられました。そのため、このような外国人対応に特化した団体があることが望ましいと考えます。

今後も外国人住民の増加が続くと見込まれる中、日本人と外国人それぞれの文化や制度等の違いが一層課題として意識されるようになることが予想されます。お互いが地域でどのように関わり合っていくことが望ましいのか、真剣に考えていかなければならない時代になりつつあると感じます。

6 出入国在留管理庁ウェブサイト「特定技能制度における地域の共生施策に関する連携」https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/01_00120.html (2025年12月5日確認)

7 特定技能外国人を雇用する企業や個人事業主のこと。

「出前講座」のお知らせ(2025(令和7)年度実施の調査研究テーマについて)

当調査会では、調査研究成果の一層の活用を図るため、職員が市町村を訪問し、調査研究内容の説明を行う「出前講座」を実施しております。

来年度は、2025年度の調査研究のうち、シンポジウムにおいて発表するテーマを除く3テーマを対象に、2026年6月1日(月)から8月28日(金)までの期間に実施いたします。

申込等の詳細につきましては 2026年4月頃に市町村の企画担当課宛てにご連絡するとともに、当調査会のウェブサイトへの掲載も予定しております。皆様からのご応募をお待ちしております。

- ・「人材育成・確保」
- ・「生物多様性の保全・持続可能な利用」
- ・「まちづくりへの若者参画」



「かゆいところに手が届く！—多摩・島しょ自治体お役立ち情報—」 2026(令和8)年度調査テーマの募集

今号4～23ページにも掲載した「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」の来年度調査テーマを募集しています。

当調査会に調べてほしいテーマがございましたら、当調査会ウェブサイトに掲載中の様式又は各市町村企画担当課にメールで送付した様式にご記入の上、当調査会宛てにお送りください。皆様のご応募をお待ちしています。

- 募集期間 2026(令和8)年2月16日(月)～3月27日(金)
(2月13日付けで企画担当課あてに通知済)
- 応募方法 「調査項目・内容、所属市町村名・部課名、氏名」を記入し、Eメールで tama002@tama-100.or.jp宛てにお送りください。
※市町村ごとに取りまとめる必要はありません。お気軽にご応募ください。
※メールの件名に「かゆいところに手が届く テーマ要望」と記載してください。
- テーマ選定 応募内容を参考に選考の上、順次本誌に掲載します。
※応募者氏名等は公表しません。
※年間5～6テーマを掲載するため、ご要望に沿えない場合もございます。

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会
〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館
TEL:042-382-7722
URL:<https://www.tama-100.or.jp>
責任者 榎本 雅人



本誌のバックナンバーや過去の調査研究報告書をご覧ください



公益財団法人 Think-tank Tama & Toshio

東京市町村自治調査会